

令和4年度 第1回文京区男女平等参画推進会議 要点記録

日時 令和4年7月28日（木）午後1時01分から午後2時55分まで

場所 オンライン開催

<会議次第>

開会

1 委員の委嘱

- (1) 委員の委嘱
- (2) 会長の選任、会長挨拶
- (3) 副会長の指名、副会長挨拶
- (4) 委員自己紹介
- (5) 推進会議の運営について

2 審議

- (1) 文京区男女平等参画推進計画（令和4年度～令和8年度）概要
- (2) 令和4年度 文京区男女平等参画推進会議スケジュールについて
- (3) 令和4年度 男女平等参画施策実施予定について

3 その他

閉会

<文京区男女平等参画推進会議委員（名簿順）>

出席者

内海崎 貴子 委員、水町 勇一郎 委員、森 義仁 委員、藤井 麻莉 委員、千代 和子 委員、戸野塚 一枝 委員、山本 順一 委員、伊東 弘子 委員、大城 隆嗣 委員、飛山 友佳子 委員、鈴木 雅子 委員、磯部 美枝子 委員、小坂 淑乃 委員、鈴木 まいら 委員、原口 沙里奈 委員、原 ミナ汰 委員

欠席者

小野 博史 委員

<事務局>

出席者

総務部長 吉岡 利行、総務部ダイバーシティ推進担当課長 津田 智

欠席者

なし

<傍聴者>

1人

津田課長：それでは、すみません。ちょっと定刻が過ぎましたけれども、ただいまから令和4年度第1回文京区男女平等参画推進会議を始めたいと思います。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、この度は、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大によりまして、間際での開催方法の変更となりまして、皆様にはご迷惑をおかけいたしました。

では、初めに、開催に先立ちまして、ご参加に当たっての注意事項をご説明させていただきます。

ただいま画面共有しておりますが、まずお名前ですけれども、委員の方は頭に委員と付けて、委員プラスお名前、あと、傍聴の方は傍聴1とか、こういった形の名前変更をお願いいたします。それから、参加に当たっては、録音、録画、撮影等については禁止とさせていただきます。ただし、事務局では、議事録作成のため、録画をさせていただいています。それから、発言者以外の方は、音声はオフにしておくようお願いいたします。また反対に、委員の方は、カメラをオンにさせていただくようお願いいたします。

また、傍聴の方は、音声及びカメラをオフにしてください。それから、発言する際は、まずお名前を先に言っていただいて、指名されてから発言をしていただくということでお願いいたします。それから、チャットについては、発言や審議上の質問に使うことができませんので、操作ですとか事務上の質問のみ使ってください。送るときは、事務局となっているところを選択して、チャットを送っていただくようお願いいたします。それから、画面の共有については、必要に応じて事務局で行います。あと画面が固まったとき、調子が悪いときなどは、1回退出してから再度入り直すということを試していただければと思います。

そうしましたら、早速ですが、開催に当たりまして、文京区総務部長の吉岡からご挨拶申し上げます。

吉岡部長：皆さん、こんにちは。文京区総務部長の吉岡でございます。本日は、会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、この度はお忙しい中、文京区男女平等参画推進会議の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。2年間どうぞよろしく願いいたします。

さて、現在、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が急激に拡大しております。先ほども津田課長から話がありましたけれども、急きょ今回の会議をオンラインによる開催とさせていただきます。この感染拡大は、人々の生活や社会活動を一変させ、女性やひとり親家庭、ひとり親世帯等の経済的困窮等、ジェンダー平等等や男女平等参画に関わる課題も顕在化させております。

こうした中で本区では、本年3月に文京区男女平等参画推進計画を改定いたしまして、今年度から令和8年度までの5年間で新たな期間とした計画を作成いたしました。この計画に基づいて、男女平等参画の実現に向けて取り組んでまいります。

本計画では、男女平等施策の着実な遂行のため、毎年度進捗状況の評価を実施しておりますが、今年度はその評価対象の中でも、特に、重点的に取り組む項目を皆様にご議論をいただき、決定していく予定としておりますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、私からの挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

津田課長：ありがとうございました。

それから改めまして、私は、この4月に着任いたしましたダイバーシティ推進担当課長の津田と申します。ちょっと慣れないところもありまして、皆様にご迷惑を掛けるところもあるかと思いますが、一所懸命務めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

では、次第に沿って進めさせていただきたいと思っております。まず、次第の1ですけれども、委員の委嘱に入りたいと思っております。

本日は、新しい委員を迎えての初めての推進会議ということになりますので、まず最初に、委員の委嘱を行いたいと思っております。委嘱状につきまして、本来であれば、直接皆様にお渡しすべきところですが、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況というのもございますので、手渡しの委嘱状交付というのをやめにしまして、あらかじめ資料と一緒に皆様のほうにお送りをさせていただいておりますので、ご確認のほうをお願いいたします。

なお、今期の任期については、令和6年3月31日までとなりますので、どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、会長の選任に移りたいと思います。会長の選任は、文京区男女平等参画推進会議運営要綱の第4条第2項に基づきまして、学識経験者の委員の皆様から互選でお選びいただくこととなります。ということで、それでは、学識経験者の皆様、よろしくお願いたします。

森委員：森ですけれども、いいのかな。

津田課長：どうぞ。

森委員：委員長の推薦ですよね。

津田課長：会長のございます。

森委員：内海崎委員がよろしいのではないかなと、私は思いますのでご推薦いたします。

水町委員：異議ありません。

藤井委員：私も、異議ありません。内海崎委員がよろしいかと思ます。

津田課長：皆様、ありがとうございます。

では、内海崎委員、いかがでしょうか、お願できますでしょうか。

内海崎委員：ご推薦いただきましてありがとうございます。一所懸命務めてまいりたいと思ますのでよろしくお願申し上げます。

津田課長：では、皆様に互選いただきまして、内海崎委員にご承諾をいただきましたので、ありがとうございます。では、すみません。改めましてご挨拶ということでお願できますでしょうか。

内海崎会長：それでは改めまして、皆様、今日は本当にお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。前回より引き続き、また会長をお引き受けいたしました。私が初めてという方もいらっしゃるでしょうから、簡単に自己紹介いたします。

専門は、教育学、中でも人権教育、ジェンダー平等教育が専門です。日頃やっている仕事は、教員養成、幼稚園から高等学校まで全ての学校種の教員を養成しております。

そんな中で、最近、保育の現場でのジェンダー平等ということに関心が高まってまいりまして、様々なところから幼児教育におけるジェンダーの問題、こういったことに関して発言を求められる機会が増えてまいりました。会長としても、私は、教育が専門ですけれども、子どもへの暴力防止ですとか、学校現場でのハラスメントの問題、そういったことの調査・研究もしておりますので、そのような立場から仕事を進めていければなとも思ますが、そ

れぞれのご専門や領域でご活躍なさっている委員の皆様方ですので、是非たくさんご意見を
いただいて、つつがない会議の運営ができればなと思っております。ご協力よろしくお願
い申し上げます。

津田課長：内海崎会長、どうもありがとうございました。

続きまして、副会長について、内海崎会長にご指名をいただきたいと思
います。

内海崎会長：それでは、私とはちょっと専門が遠いところにいらっしゃる
なところでご意見をいただけるかと思ひまして、水町委員にお願いしたいと思
いますが、水町委員、よろしいでしょうか。

水町委員：ありがとうございます。謹んでお受けいたします。

津田課長：ありがとうございます。

それでは、副会長は、水町委員に決定させていただきたいと思
います。よろしくお願
いします。

それでは、水町副会長からご挨拶をいただきたいと思
います。

水町副会長：ありがとうございます。私は、東京大学社会科学研究所というところ
で労働法の研究をしております。法律の中でも労働法、働く人に関する法律を研究して
おひまして、その中でも男女共同参画問題というのは非常に重要な問題として扱
われておりますので、その自分の研究を反映させた発言等ができればと思
っております。他方で、私は、先ほど振り返
って見たところ、九州の佐賀県出身なんです
が、年数を数えてみたら、人生の半分ぐ
らいを文京区で生活しているということが、先ほど気付きました。なので、文京区
で長年暮らして
いる、実感していることもこの会議
の中で反映させていただければという
ふうに思
っております。よろしくお願
いいたします。

津田課長：水町副会長、どうもありがとうございました。

続きまして、委員の自己紹介に入りたいと思
います。自己紹介は、お一人様、大体1分程
度で名簿順にお願いしたいと思
います。そうしましたら、森委員から
お願
いできます
でしょうか。

森委員：皆さん、こんにち
は。森義仁です。私は、名簿にあり
ますように、お茶の水女子大学の理
学部の教員ですけれども、理工系の
学会、100の連合体である男女共同
参画学協会という会、もうそれに
20年目に入りますが、そこの運
営委員を19年やっております。だ
から、理工系への女性の進出です
よね、そういう関係で、また貢
献できたらと思
います。

本校は、女子大学ですけれども、あ
とは保育園が2年、それから幼稚園
4年、それからま

た、今年から保育園に戻りましたので、やはり小さい子どもたちに、さっき会長もおっしゃっていたように、そういうところも考えていくということで、なるほどなというふうに思っていました。それからもう一つ、学校薬剤師も兼任しております。よろしくお願いいたします。

津田課長：ありがとうございました。

では、続きまして、藤井委員、お願いいたします。

藤井委員：弁護士の藤井麻莉と申します。第2東京弁護士会からの推薦で、昨期より2年間参加させていただいております。弁護士会は、ずっと男女共同参画に、これは当然やっぱり人権問題でもありますし、今、ダイバーシティに取り組んでおります。私は、その中で、自分の所属会の副会長として男女共同参画を担当したり、あるいは今年、日弁連という全弁護士が所属する組織において、ダイバーシティのワーキンググループが立ち上がりまして、そちらで活動したりもしています。そこは、比較的、弁護士自身の働きやすさ、やっぱり男女平等になっていないんですよね。女性は手に職だというけれども、実際、いろいろまだやりにくいところとかあるので、ちょっと今、自分の課題を見詰め直して進めていきたいと思っています。

そのほか、内閣府の男女共同参画局で働いていたこともありますし、あと自分自身は、中学生、小学生、3人の男女の子どもを育てる中で、また本当に一生活者として思う部分も多いので、こうやって文京区場で、学識経験者としてご推薦いただいておりますが、皆様と議論できることを大変楽しく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

津田課長：ありがとうございました。

続きまして、千代委員、お願いいたします。

千代委員：こんにちは。千代和子と申します。文京区男女平等センターのセンター長をやらせていただいております。私は、ここの場所で37年ぐらい前からジェンダー平等に特化した啓発活動をやっているんですが、なかなか場所を皆さんに覚えていただくことが難しい。今年から選挙の場所になったので、ようやく少しは覚えていただけたかなと思うんですけども、その認知からしていただかなきゃなんないというのは、ちょっとつらいかなと思います。

個人的には子どもを3人育てて、男の子でも女の子でもなく、そういうことを言ってこなかったのが、子育ての中で通じていたということを確認できて、すごく私としては良かったなと思っています。以上です。よろしくお願いいたします。

津田課長：ありがとうございます。

続きまして、戸野塚委員、お願いします。

戸野塚委員：こんにちは。文京区町会連合会から出席させていただいております。戸野塚です。よろしくお願いします。私は、神明上町会という町会の町会長をしております。文京区では、154町会あるそうですけれども、女性の会長さんは大変少なく、六、七人だと思います。そんな中、神明上町会、我が町会でも、町会役員の中で女性は、私1人です。ただ、回覧板を回すとか自分たちの住んでいる地域のことですといろいろとお手伝いして下さる方、理事という役なんです、理事まで含めて50人の中のほぼ女性です。理事になるとほぼ女性なので、各家庭の奥様が大体お手伝いして下さるんですが、運営しているほうは男性ばかりです。先週の木曜日から今日まで、ラジオ体操が無事に終わりました。いろいろと皆さんにご協力いただきましたけれども、子どもたちをいろいろと誘導してくれるのは、実は役員男性なんです。女性はいろんなものを準備する、そんな感じでうまく回っていると思います。よろしくお願いします。

津田課長：ありがとうございます。

続きまして、山本委員、お願いいたします。

山本委員：恐れ入ります。東京商工会議所文京支部事務局長の山本と申します。この4月に文京支部に参りまして、まだちょっと不慣れではございますが、何とか頑張っていきたいと思っております。以上です。よろしくお願いいたします。

津田課長：ありがとうございます。

続きまして、伊東委員、お願いいたします。

伊東委員：文京区労働組合協議会から参りました伊東弘子と申します。よろしくお願いいたします。43年間、出版関連企業で働いておりました、実に女性の社会進出とかハラスメントの問題とか、日々闘っておりました。そして、その当時は出版労連女性会議でやっていたんですけれども、定年退職とか再雇用が終わりまして、退職いたしまして、今度は文京区労働組合協議会にお手伝いに入ったわけですが、労働組合という体質もまだまだ古いものがありまして、ここに参加するようになってから非常に考えさせられまして、労働組合とジェンダーを追及していこうかなというふうに、今思っております。女性役員が、上部団体になればなるほど少ないんですよ、まだまだ。それは、やっぱり働いている人にも影響していくことだってあると思いますので、その辺の調査とか考察とか、それから行動をこれから進めていきたいなと思って、ここでまた、そのほかの方たちからもお勉強したいと思ひまして、よろしくお願いします。勉強いたします。

津田課長：ありがとうございます。

続きまして、大城委員、お願いいたします。

大城委員：文京区立小学校PTA連合会から委員として参加させていただきます大城隆嗣と申します。自分の子どもは、文京区立青柳小学校に通っておりまして、そちらのPTAの会長を務めております。私どもの学校のPTAの会則上、2年までという会長の任期なので、この委員の任期が2年間というふうに定められてはいるんですが、今年会長としても2年目、委員としても2年目を務めさせていただくところなので、今年が最後の1年というふうになります。

昨年1年は、文京区の中で、小学校PTA連合会から出させていただいている委員は様々あるんですけども、その中でも男女平等参画のこの会議が一番活発にされていて、かつ、それをPTA連合会のほうにたくさん報告をさせていただくというのを役割として果たさせていただきました。この1年、どうぞよろしくお願いいたします。

津田課長：ありがとうございました。

続きまして、飛山委員、お願いいたします。

飛山委員：皆様、こんにちは。文京区立中学校PTA連合会より、委員として参加いたします飛山友佳子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。娘が音羽中学校に通っておりまして、PTAの副会長の役を担っております。小学校時代からPTAの役を担い、今回中学校で1年生で副会長といった役割になりますけれども、こういった男女平等参画推進会議というものには初めて参加させていただくこととなります。不慣れで分からないことばかりですが、楽しく議論できればいいかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

津田課長：ありがとうございます。

続きまして、鈴木雅子委員、お願いいたします。

鈴木雅子委員：初めまして、私はハローワーク飯田橋の職業相談部長をしております鈴木と申します。よろしくお願いいたします。この4月から着任いたしましたので、これから勉強させていただきます。私は、職業相談ということで、文京区さんといろんな連携をしながら職業指導、職業相談、就職に向けての支援を連携して行っております。今年度、よろしくお願いいたします。

津田課長：ありがとうございます。

ここまで団体推薦委員の方7人の委員の方にご挨拶をいただいたんですけども、あと1

人、東京都立中央・城北職業能力開発センターの小野博史委員がいらっしゃるんですが、本日所用により欠席となっておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、公募区民委員の皆様からご挨拶いただきたいと思います。

では、名簿の順で磯部委員、お願いいたします。

磯部委員：初めまして、磯部美枝子と申します。公募の区民委員として、今年度から参加させていただきます。私は、2019年から文京区のほうに在住しております。区民の視点から、この会議に少しでも貢献できるように頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

個人的な関心事項としては、やはり政策決定過程における男女平等の推進ですとか、ワーク・ライフ・バランスの推進、あとは性暴力の根絶だったり、性教育、ジェンダー平等教育、こういったところに関心を持っております。どうぞよろしくお願いいたします。

津田課長：ありがとうございました。

続きまして、小坂委員、お願いいたします。

小坂委員：公募区民委員の小坂淑乃と申します。私は、10年前に就職で東京に来たんですけども、そこからずっと文京区に住んでおりまして、ふだんは会社勤めでして、営業の仕事をしております。皆様といろいろな議論ができることを楽しみにしてまいりました。どうぞ2年間よろしくお願いいたします。

津田課長：ありがとうございます。

続きまして、鈴木まいら委員、お願いいたします。

鈴木まいら委員：鈴木まいらと申します。私は、ふだん広告代理店で営業をしておりまして、結構男女の価値観がまだまだ古い業界なので、ふだんからもんもんとすることがあるんですけども、ちょっとそういった市民の視点からお役に立てればなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

津田課長：ありがとうございます。

続きまして、最後、原口委員、お願いいたします。

原口委員：原口沙里奈と申します。私は、九州の熊本県出身でして、父親が自衛官だったこともあって、母親が専業主婦だったんですけども、いわゆる古典的な九州男児のような父親の下で育ったので、環境としても、幼少期から男女平等について必然的に考える機会が多くて、今回興味を持ったので応募させていただきました。不動産業界に勤めていたんですが、そのとき営業マンとして活動していたときも、やはり男性の営業マンと女性の営業マンで扱われ方だったりというのがいろいろ違うなと感じることも多かったです。今回のこの会議へ

の参加を通して、ここで政策として話し合われていることが実体経済だったり、労働環境にどうやって落とし込んでいくのかというところを、私自身もちょっと考えて動いていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

津田課長：ありがとうございます。

続きまして、有識者としてご参加いただいております原委員、お願いいたします。

原委員：皆さん、聞こえますでしょうか、原ミナ汰といいます。私は、セクシュアル・マイノリティの、性的マイノリティと言ってもいいんですけども、団体におりまして、これは支援団体で文京区に事務所があります、すぐそばですね、春日に事務所がございます。何をやっているかという、私どもの団体は、今、主に自治体相談というのを事業を実施して、相談会、交流相談窓口、交流会と、あと居場所事業などいろいろやっていますが、大体今、都内といっても区もありますし、市もありまして、13市区で実施をしています。

私はまた、LGBT法連合会という団体がありまして、連合会なんですけれども、その代表もしております、今文京区ではSOGIにじいろサロンですね、これを各月に1回、千代委員がおられる男女平等センターで実施させていただいております。最近オンラインになっていますが。

私自身のことを短かくお話しすると、私は小さい頃から、本当に長い間ジェンダーについて悩んできたんですね。言葉もなく悩んできたんですけども、私の場合は、問題は自分の性自認というのが特にないと、特に男女というはっきりしたものがなくて、女性の仲間に入れられたり、男性、男の子たちと遊んだりとかいろいろやってきたんですが、とにかく社会における男女の仕切りがなくて高く、もうばっちり壁があるんですね。そこに扉も探してもなかなかないという、そういう時代から生きてきましたので、やはり非常にこれは段差もあると、仕切りだけではなくて段差もあるということなんです。ですから、その問題がずっとありました。なので、私の場合、日々の生活に始まって、例えば、どっちのトイレに入るかとか、無意識に女性トイレに入れなくて、結局学校でトイレに行かなかったなんていうことがあって体を悪くしたり、それから、パートナーを探すときも、やはり今の生活の前提の中に何も保証がないので非常に困ったりしました。そんな中でやはりこういった相談事業を始めたり、サークルを始めたりですね、そういった人たちがたくさんいるんですけども、孤立しながらも今までやってきたという形でございます。ですから、皆さんのお話を伺うと、本当にやっぱり私だけでなく、皆さんいろいろな立場から今来ていただいている先ほども熊本の話が出ました。私も今、函館に住んでいて、東京と行ったり来たりしている

んで、文京区に住んでいるわけではないんですが、本当にそうした実感をお持ちになってこの会にご参加いただいているということで、私は、とても勇気付けられるお話がたくさん出てきてうれしいです。よろしく願いいたします。

津田課長：委員の皆様、ありがとうございました。1人ご欠席もいらっしゃいましたけれども、この委員の皆様で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、続きまして、本推進会議の運営についてご説明いたします。この会議についての確認事項なんですけれども、この会議は原則として公開とし、区民等に会議の傍聴を認め、会議記録を公表いたします。記録につきましては、発言者名を記載した全文記録方式といたします。記録の作成に当たりましては、出席した委員全員の方の確認を取らせていただきます。会議の終了後、速やかに案文を作成し、その後、皆様の確認手続を経て公表を予定しております。公表につきましては、区のホームページにも掲載する予定でございます。説明については以上です。

では、ここからの進行につきましては、内海崎会長にお願いしたいと思っております。

内海崎会長、よろしく願いいたします。

内海崎会長：それでは、(2)の審議に入りたいと思っております。

その前に、委員の出欠状況と配付資料につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

津田課長：では、まず出欠状況ですけれども、先ほども申しましたが小野委員が本日欠席となっております。

続きまして、資料のご説明にまいりますので、ちょっと画面のほうを共有させていただきたいと思っております。

では、まず本日の資料ですが、お送りしました資料ももしあればお手元にご用意いただければと思います。まず、本日の次第でございます。こちらが1点目、続きまして、この推進会議の委員名簿ですね、こちらがでございます。続きまして、資料の第1号ということで、令和4年度文京区男女平等参画推進会議推進会議スケジュールの案でございます。続きまして、資料の第2号、こちらが令和4年度の男女平等参画施策等の実施予定でございます。続きまして、資料の第3号、こちらが今年度の推進会議の日程でございます。続きまして、参考としてお送りしたものですけれども、こちらが推進会議の運営要綱でございます。それから、あと、先日郵送させていただいた、こちらの男女平等参画推進計画、こちらの本編、概要編もしお手元があればご用意いただければと思います。資料は、以上となります。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、審議に入りたいと思います。最初に、審議事項の（１）文京区男女平等参画推進計画（令和４年度～令和８年度）の概要について、事務局より説明をお願いいたします。

津田課長：そうしましたら、お送りしましたこちらの文京区男女平等参画推進計画の概要版の１ページから４ページ辺りを使ってご説明をしたいと思います。画面のほうでも共有いたしますが、もしお手元にありますら、見開きでご覧いただいたほうが分かりやすいかと思っておりますので、まずは、そちらの概要版の１ページ、２ページをお開きいただけますでしょうか。

まず、概要ということで１ページ、計画の目的について説明いたします。文京区では、平成25年に文京区男女平等参画推進条例を制定いたしました。こちらの計画は、この段落の後ろのほうにございますけれども、この条例に基づきまして、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定しているものでございます。条例というのは、25年につくって、そちらに位置付けているんですが、この計画自体は平成13年から策定しておりまして、それから５年ごとで更新を続けてきております。そして今、今年に至っているという状態でございます。

この度の改定は、これまでの取組を継承するとともに、社会情勢の変化、令和２年実施の区民調査の結果あるいは国の第５次男女共同参画基本計画の策定などを踏まえまして、作成したものでございます。

続いて、ちょっと条例の基本理念は飛ばしまして、こちら２ページ目の上段、計画の性格ということで、この法的根拠ですとか位置付けについてご説明いたします。

まず、一つ目ですけれども、こちらこの計画は、男女共同参画社会基本法という法律で定めております市町村男女共同参画計画、こちらに位置付けてございます。ポツの二つ目ですが、先ほど申しました、こちらは文京区男女平等参画推進条例、ここによるところの総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画ということでございます。

次ですが、中に含まれているものとして、この計画のⅡ番目の「あらゆる人の職業生活における活躍の推進」、この部分につきましては、女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画、こちらに位置付けられております。こちらは、前回の計画においては、計画の策定と法律の施行がちょっと間に合わなかったということで、後付けという形で付けたんですけれども、今回については中に含みこむ形で策定しております。

続いてポツの四つ目ですが、この計画の中のⅢ番「あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援」、この中の１番目「配偶者等からの暴力の根絶と支援」、この部分は、

こちらにも法律に基づく配偶者等暴力防止基本計画、このように位置付けております。

法的な位置付けについては以上でして、その下の計画期間のところをご覧ください。

今年度から5年間で濃い青色の部分、この計画を進めていくんですけれども、毎年進捗確認を行っていくということになってございます。それで、丸が五つございますが、この進捗確認についてちょっとご説明しますと、毎年度の取組を、その状況の報告を受けて評価を行い、その評価結果を公表ということを毎年行っていくんですけれども、例えば、この令和4年度の取組について評価を行うのは、翌年度、5年度になります。1年間、令和4年度の取組を行った後、各部門から実施状況の報告を受けまして、それを取りまとめてこの会議の場でご審議いただいて、結果を公表するというのを1年かけてやっていきますので、今年度、令和4年度の取組については、5年度に評価をしていただくということになります。ですので、後ほどスケジュールのほうでもご説明しますが、今年度につきましては、昨年度、令和3年度の実施結果について皆様にご審議いただくという流れになってございます。

続きまして、計画の体系ということで3ページ、4ページ、こちらをご覧くださいませでしょうか。こちらは体系としてまとめたもので、大項目に沿って新しいところ等、中心にちょっと簡単にご説明したいと思います。

まず、ローマ数字のⅠ番ですね。「あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進」、こちらは、ジェンダーについての意識を高めるための施策というのをまとめたところでございます。この中で中項目の3番に加えてございますが、性自認及び性的指向というのがこのジェンダー平等の考え方において重要なキーワードということで、職員をはじめ区民にも広く理解してもらう必要がございます。ということで、今回、中項目の3番にこれを新たに加えて、具体的な施策としては小項目の1番「多様な性に関する理解促進」と、2番目の「区職員・教職員への啓発」というものを追加してございます。

それから、あとこのローマ数字のⅠ番でいいますと、小項目1番の「理工系分野で活躍する女性の人材育成」、こちらにも新規に加えているところがございます。

続いて、ローマ数字のⅡ番「あらゆる人の職業生活における活躍の推進」です。ここは女性活躍推進計画に関する項目を集約しております。家庭生活の場から働く場に至るまで、様々な観点からワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組をお示ししております。こちらワーク・ライフ・バランスという項目で出したのも、今回が初めてになります。ちょっと画面上見にくいですが、この中でこの(1)番です、「男性が家事・育児・介護に主体的に関わる取組の推進」というのを挙げてございます。区民の誰もが自ら希望する働き方や

生活スタイルを選択でき、調和のとれた生活ができるようにということで、こういった取組を追加しているところです。

続きまして、ローマ数字のⅢ番「あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援」でございますが、ここは暴力防止を含めた心と体の健康をまとめた内容を集約してございます。前回の計画では、ここについてはDVの防止、DVの対応という2項目で整理していたんですけれども、ここの施策をより細分化しまして、取組の見える化を図っているところでございます。新しいところとしましては、この配偶者等からの暴力と密接に関わっております児童等への虐待、子どもですとか若年層への暴力に対する取組ということで、中項目の1番、小項目の(4)「児童等への虐待の防止と支援」、あるいは中項目2番の小項目(1)「子ども・若年層に対する暴力の根絶に向けた対応」、こういったところを新施策として盛り込んでいます。

続いて、ローマ数字のⅣ番の「推進体制の整備」ですが、こちら条例においては、区と区民あるいは事業者が主体的に協働して男女平等社会の実現に向けて取り組むということが義務付けられております。こうしたことから、本計画においても国や東京都、大学、民間団体等と連携しまして、計画の推進を図る必要がございますので、これに関する具体的な施策をこの項目でお示ししております。内容としては前計画を生かしており、特にこれが新規というのはここではございません。

簡単ですけれども、概要の説明については、以上になります。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明についてご質問等もおありかと思えますし、確認したいことあるいはご意見等がおありになりましたらお願いいたします。何でも結構です、どうぞ。

森委員：森ですけれども、よろしいですか。

内海崎会長：はい、どうぞ。

森委員：1件ということになりましょうか。私、理学部から出てきていますし、日本には三つしかない女子大学理学部、もう20年目ですけれども、やっぱり理工系に女性の進出というのは、本当にこの20年間課題としてありながらもなかなか伸びてきてないというのも実際のところなんです。一つは、裾野を広げるというところで、やっぱり女子中高生が進路を選択するときに、理系を選ばない、選びにくい、この辺りの環境をどうするかという辺りはとても問題でした。

それで文京区は、やっぱり大学の多いところですし、工学部もあつたりしますし、実は身近な、身近なというのは、年齢の近い、例えば、5年ぐらい前に、6年ぐらい前に自分たちのお年頃のときに理系を選択した人が比較的多いんで、その人たちとの交流というのが、一つアイデアじゃないかなと、この20年間ぐらいやってきて思います。最初の頃よくありがちなのは、いわゆる偉業を成し遂げた人を多分講演会に呼んできても、なかなか普通のといただきますか、そうありたいなというふうには思うけれども、自分になれるのかということ、やっぱりなかなか意識が持てないところで、やっぱり距離感が大きいんじゃないかなということです。最近、例えば、先ほども言いましたように、100を超える理工系の連合体でも、偉い人は呼ばない、偉い人は呼ばなくても、恐らく大学とかいろんところでやっているんで、文京区はもう少し年齢の近いっていったらおかしいですが、その人たちとの出会いの場所を、私としてはやっぱり男女平等センターでやっていくというのはよろしいんじゃないかなというよりは、何年間か忘れちゃったけれども、五、六年はやっていました。なかなか難しいんですよね、この企画が。だから、ここを引き続きやっていくというのがいいんじゃないかなと思います。

一つは、先ほども言いましたように偉い人の講演はそれはそれでいいですが、だからといって、じゃあ私も理工系にというわけにはいかないというのが、この20年間前半ぐらいで理工系の運動をやっている人たちは分かってきたので、いろんな工夫をされるといいんじゃないかなと思います。場所は、教育センターではなくて、やっぱり教育は、何ていうんですかね、教科学習でして、男女平等センターはキャリアプランですから、やっぱりキャリアを考えていくという場所として、科学も実は男女平等センターがあるというのを場所にしていきたいなと思います。これは、私も取り組んできた、小さいながら。引き続き、皆さんのお知恵を借りながら、何かやっていきたいなというふうには思います。以上です。

内海崎会長：ありがとうございました。偉い人を呼ばないというのは、確かに、身近な存在がいるということが多分、かなり大事なことなんだろうなというふうに思います。

それでは、今のように森委員のようなご意見でも結構です。あるいは、新しく入られた委員の方は、少し質問がしたいという、これはどういうことなのかという説明を求めるものでも結構です。よろしくお願いします。

原口委員：質問させていただいてもよろしいでしょうか。ローマ数字Ⅱの（1）で、新たに男性が育児・介護に主体的に関わる取組の推進というのを追加されたことと先ほどおっしゃったんですが、具体的な取組内容というのは、何か決まっていたりするんでしょうか。また何か、

これって民間の企業だったり巻き込んでやられないと、多分なかなか広まっていけないんじゃないかなって思うんですけども、その辺はどういったことを考えられていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいです。

内海崎会長：事務局、ご説明お願いできますか。

津田課長：少々お待ちください。こちら資料としてお送りしております男女平等参画推進計画の冊子のほうですね。本編のところでいきますと、57ページに記載がございまして、まずお手元にある方は、そちらのほうをちょっとご覧をいただければと思うんですけども、具体的な、ここにぶら下がる計画事業としては、この57ページの下に出ている39、40と、それから続いた先にある41、この三つが事業として上げられているものでございます。この39番ですが、事業概要として、男性が家庭生活において家事・育児・介護などの家族としての役割を果たせるよう支援する事業を実施するという事で、更に細かいところは、この右側の所管課に書いてあります各課において行うところです。

まず、今言った39番の取組のところですけども、例えば、総務課の取組でいいますと、例えば、令和2年度の取組ですが、「帰りたくなる家～お父さんと一緒に整理整頓～」というタイトルでの山崎先生という方を呼んで、父子で一緒にやる家庭での清掃と整理整頓の講座を行ったりですとか、あるいは、ほかの講座では、男性を対象にした介護の心構えを学ぶ講座を実施しました。あとは幼児保育課においては、「1日保育士体験」ということで、保護者が保育士の仕事を1日体験することで、新たに子どもの姿を発見し、親としての役割と責任を実感してもらおうとか、これはコロナで中止になったりもしているんですけども、内容としてはそういったことです。あとは、保健サービスセンターにおいては「パパッとパパごはん」ということで、乳児の父親を対象にして調理実習の講座ですとか、これもちょっとコロナで中止になったりはしているんですけども、内容としてはそういったところです。そういったような内容であったり、あとは40番として、両親学級の開催、それから41番としてはワーク・ライフ・バランスに関する情報提供・啓発事業です。ちょっと具体の例としてはそういったところです。

内海崎会長：原口委員、よろしいですか。

原口委員：はい、ありがとうございます。

千代委員：すみません、よろしいでしょうか。

内海崎会長：はい、千代委員どうぞ。

千代委員：今までいろいろやってきた中で、育休とかそういうことはたくさん入ってきたんで

すけれども、妊活という言葉が全然入っていなかったんですね。それで、4組に1組が人工授精しているという時代なので、それで、それもいろいろ調べたら、妊活って妊娠5週目だから1か月に1回来てくださいとか、そういうふうに病院に通うのじゃなくって、月に10回ぐらい通わなければならないというのが分かって、それで人工授精していますよってなかなか職場の方にも言えないし、母体を中心なのでとても休みが取りにくいということを聞きました。是非みんなで共有して、妊活という時間も取れるようになればいいなと思って、多分このⅢ番の3の生涯を通じた健康支援で、セクシュアル・リプロダクティブのところに入るのでしょうか。ちょっと場所が分からないんですけれども、妊活という言葉が公になればいいなと思ってご提案したいんですが、いかがなんでしょうか。

内海崎会長：事務局、何か情報をお持ちでしょうか。あるいはⅢの3の(1)セクシュアル・リプロダクティブのところに入れるべきなのか、具体的な事業を考えているかというのは、ちょっともう今は計画が出来上がっていますので、どのように加えていくかという可能性も含めて、事務局いかがですか。

吉岡部長：すみません。計画自体は令和4年度からの新しい計画になっておりますので、その計画を着実に実行していくということで進めてまいりたいと思うんですけれども、区としては、今も言われたお子さんを望まれる、出産を望まれる方については、きちんとバックアップしていこうということです。例えば、今言われた不妊治療の治療費の助成ですとか、あと様々な啓発として、職場ですとかいろんなところで、そういった不妊治療のための男性も含めて休暇制度をきちんと作るとか、そういったことを発言するのを控えてしまうようなことがないような啓発事業をすとか、そういったことを今進めていきたいというふうに思っています。具体的な関連する事業の中でどんなことができるのかというのは、今後ちょっと考えていきたいとは思っています。区を取り巻く状況としては、そんなような状況です。以上です。

内海崎会長：千代委員、よろしいですか。

千代委員：ありがとうございます。実は、あるところで提案をしたときに、妊活自体が分からない年配の方がいらしたので、やっぱり普通にしゃべれるような世の中になればいいなと思ってご提案したんですが、よろしく願いいたします。

内海崎会長：ありがとうございます。具体的な事業は109の「不妊治療の支援」で経済的なものはあるようなんですけれども、今、千代委員がおっしゃったようなところは、確かにカバーされていないのかなというふうな印象です。ありがとうございます。

礮部委員が挙手をしていらっしやったので、どうぞよろしく申し上げます。

礮部委員：すみません、ありがとうございます。

ちょっと基本的な質問で恐縮なんですけれども、2点質問です。大項目 I の 3 の「性自認及び性的指向に対する理解促進」のところなんですけど、区職員・教職員への啓発というふうに書かれているんですけども、概要で。これ具体的な啓発の例がどういったものがあるのか教えていただきたいのと、あと区民に対しての啓発活動というのもどういったことがされていらっしやるのか、ちょっと私も勉強不足で分からないので教えていただければと思います。

あと、もう一つ、同じ大項目 I の男女平等参画の視点に立った防災対策の推進のところなんですけれども、これも「男女平等参画の視点に立った災害時対応」ということで、こういった災害時の対応というのも、区民に対してどのように情報を提供されているのか、ちょっと今、子どもですとか、妊婦さんですとかそういったケアが必要な、特に世帯に対しての取組というのも、具体的に教えていただければ幸いです。よろしく申し上げます。

内海崎会長：二つご質問をいただきましたので、事務局、順番によろしいですか。ご説明いただければと思います。

次に、鈴木まいら委員にまいりますので、まず、礮部委員のご質問にご回答申し上げます。

津田課長：まず、「性自認及び性的指向に関する理解促進」というところなんですけれども、まず、「区職員・教職員への啓発」というところなんですけど、文京区では内部の職員、教職員向けに、性自認及び性的指向に関する対応指針というものを作成しまして、それを広く周知しているところです。毎年、教職員向けとあとは内部の職員向けに研修を行っております。今年も先日、1回目教職員向けを行ったところなんですけれども、具体的には R e B i t というところで、実際の当事者でありながらちゃんと啓発ができる講師の方に、ご説明をいただくような、そういった研修を行っているところです。あと、介護事業者さんですとかに、そういったところも対象に研修を行っているところです。

それと、男女平等参画の視点に立った防災対策ですが、冊子でいうと本編の51ページのところ、こちらに記載がありますけれども、具体的には災害時における妊産婦・乳児救護所の開設ですとか、あとは救護所の開設訓練を通じた関係機関との連携、あとは女性・子どもの二次的な避難所の開設ということで、地域防災計画における災害の避難所の中で、二次的な避難所ということです。通常の避難所があふれたときの二次的な避難所として、女性・子どもの避難所ということで男女平等センターを位置付けて、まだ具体的な、その運営マニユ

アル等は、今検討中という段階ですが、そういった取組ですとか、あとはそれにかかわらず、避難所運営における女性等への配慮ということで、LGBTQの方とか、そういった方への配慮も含めた取組を行うということです。

吉岡部長：すみません。ちょっと補足させていただきますと、先ほどご紹介した、こちらの「性自認および性的指向に関する対応指針」なんですけれども、令和3年3月に改定をしていますが、その前、平成29年3月につくりまして、そのときは、今回の委員の原委員にもご協力をいただきながら、こういった形で性自認及び性的指向が様々な方々に対して、区の職員ですとか教職員が対応していったらいいのかというのを取りまとめたものでございます。今も、先ほど説明ありましたように、これに従って研修などを行っておりますので、それを実践しているというような状況でございます。また、区内の必要な事業者等にも、この研修などを行っておりますので、より実際にそういった方々と接するであろう事業者の方にも啓発を進めているところです。

あと防災の関係ですけれども、災害時ですと、ふだん、日常とは違う事態になりますので、そのときに一番影響といいますか、被害等を被るとするのは女性であったり、お子様であったりいたしますので、それを考えて、普通の避難所というのが、災害時の避難所は区内に33か所用意しているんですが、それとは別に、妊産婦とお子様、乳児のための避難所というのを区内で4か所別に設けています。例えば、大学、女子大学ですとか、個別のところを用意しておりますので、そのような乳幼児を持った方は、近隣の避難所に行くのではなくて、直接そちらのほうに行ってください、必要なケアを受けていただくというようなことで、それぞれの大学等でこういった受入れをして、こういった避難生活をしていったらいいのかというのも具体的に練っていただいているところです。

あとは、先ほど言った二次的な避難所としては、男女平等センターが指定をされておりますので、それは、千代会長のほうと今後もきちんと詰めてまいりたいというふうには思っております。以上です。

内海崎会長：磯部委員、よろしいですか。

磯部委員：ありがとうございました。

内海崎会長：それでは、鈴木まいら委員が挙手なさっていらしたと思いますので、まず、鈴木まいら委員からお願いします。

鈴木まいら委員：ありがとうございます。

まず、先ほどちょっと理系の女性活躍に関してコメントされた方がいらっしゃったかと思

うんですけれども、例えばなんです、個人的に一般社団法人W a f f l eという団体さんと関係があるんですけれども、そこだとオンラインで女子中高生にS T E M教育を行っているというところの団体さんなんです、最近では、自治体さんと組んで、そういったプログラムのご提供をしたりされています。何かそういうロールモデルと合うということにプラスして、自分でもできるんだという、自分で何か手掛ける経験というのをご提供できるといいのかなと、お話を伺って思ったりしました。

あと、ちょっと質問が幾つかあるんですけれども、一つ目が、ジェンダー平等に関する質問で、結構そういうジェンダー平等の意識というものは、若い頃から醸成させるように取り組まないといけないかなと思っているんですが、そういったことに関して、現在どのような施策を考えていらっしゃるのかをお伺いしたいというのが一つ目です。

二つ目なんですけれども、先ほど文京区で研修を行っているところでR e B i tという団体さんのことをおっしゃっていたかと思うんですが、ちょっとご参考までに、そういった団体さんをどうやって選定しているのかということをお伺いしたいです。

三つ目、最後の質問なんですけれども、すみません、こちらもそもそもで恐縮なんですけれども、今年からこういう委員会に入ったときに、令和3年の事業を今年審議するというふうに伺ったんですけれども、令和3年の事業というのはどこで内容を知ればいいのかというようにご質問でした。以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。

それでは、事務局、説明を。時間の関係もありますので、ポイントだけお願いできますでしょうか。

内海崎会長：事務局、よろしいですか。

津田課長：はい、失礼しました。

1つ目ですね。まず若い人への取組なんですけれども、幼少期から教育の場における学びの機会の提供ということで、具体的には性別に関わらない名簿の作成ですとか、あとは学習の機会ですとか特別活動、総合的な学習の時間、こういったところで男女平等について学習の機会を設けていきます。あとは、生活指導の場でも児童等の状況に応じて、性別によらない職業観ですとか、そういった個々の能力・適性に応じた進路指導を行うとか、そういったところです。

あと、二つ目のR e B i tです。R e B i tは、ジェンダー平等教育の先駆者的な事業者というか団体で、それはそういうところを探して見付けてお願いしているということになり

ます。

三つ目は、3年度の取組についてで、それは、今後会議をやっていく中でも資料はお送りするんですが、例えば、今回お送りしたこの黄色い表紙の評価報告書があると思うんですけども、これも同じ、前回の5か年計画の評価報告になります。また、この中を見ていただくと具体的な事業が書いてあったり、あとはホームページのほうでも全体の計画は載ってございますので、そちらを見ていただくといったことも可能かと思えます。

鈴木まいら委員：ありがとうございます。

ジェンダー平等に関してなんですけれども、女性というのが、やはりどうしても自信がなくなる、何でしょう、いろんな外圧によって、女性って自信を無くしてしまうというふうな育ち方というんですかね、されてしまうように思っておりまして、そういうバックアップに関しても、是非ご検討いただければと思います。

ありがとうございます。

内海崎会長：それでは、ちょっと急ぎます。

藤井委員、どうぞ。

藤井委員：藤井です。今、鈴木委員がおっしゃったように、幼少期からの教育が大事だということで、いろいろな施策があるんですけども、これは教えていただきたいんですが、文京区でこうやってやっていく場合の、私立の学校というのは抜け落ちてしまうんですか。文京区であれば、もちろん私立の小学校、中学校に通っている方も多いと思うし、今、鈴木委員がおっしゃったように、そういう団体が一般的に広く中学生向けにイベントをやってくれば、学ぶ機会もあると思うんです。何かそういう機会を増やしていかなくてはいけないのかなと思いつながり聞いていたんですけども、ちょっとそのすみ分けの辺りを教えていただきたいんですが。

内海崎会長：事務局、よろしいですか。

私立学校に関しては、基本、学校法人がやりますので、ご協力をお願いするってことはできるでしょうけれども、公立の幼・小・中学校への働きかけと同等にはかなり難しいかなというふうに思われます。とりわけ私立の幼稚園ですとか保育所も、私立、企業系ですと、それぞれがございまして、難しいかなと思いますけれども、文京区はいかがですか。

事務局どうぞ。

吉岡部長：すみません。今、会長が言われたとおりでして、私立の学校ですと、建学の精神というのがありますので、そちらを大事にしていかなくちゃいけないなというふうには思っ

おりまして、区として区立の学校というのに対してとは若干違うやり方になるのかなと思っております。区立の学校以外に私立の学校はたくさんあって、生徒さんも在学している限りは区民ですので、広く啓発事業ですとか、そういったことをする場合は同じ区民の対象になりまして、そういった場合は別に門戸を閉ざしているわけではありません。できる限り広く知っていただいて、啓発事業等にはご参加をいただきたいというふうには思いますし、何か特別に働きかけをした場合には、する場合、こちらのほうから十分にご説明をして、ご納得いただいた上でいろいろ一緒に連携してやっていくという考え方でございます。ありがとうございます。

内海崎会長：ありがとうございます。

藤井委員、よろしいですか。

藤井委員：いろいろアプローチの仕方、工夫していく必要があることがよく分かりました。ありがとうございます。

内海崎会長：そうですね、本当にそうだと思います。

それでは、原委員、お願いします。

原委員：話がもう教育のほうに行っちゃっているんで、ちょっと戻る感じになりますけれども、リプロ、妊活のことで、今まで私もそういった細かい話、以前の性的マイノリティ、性自認、性的指向の基本というのが、話が多かったんで、あんまり突っ込んで話したことはないんですが、実際、リプロに関しては、ダブルスタンダードがひどいというのがあります。端的に言うと、婚姻中の異性のカップルには生め生めというプレッシャーががっとかかり、それ以外の人たちは、生みたくても生むな生むなと言ってやめるということなんですね。一番顕著なのが、性同一性障害特例法といって、国の法律で男性から女性へ、女性から男性へ性別に変えるときは、とにかく生殖腺を取れと、そんなの外から見えないものなのに取れ取れと言って、それを取らないと性別は変えさせないぞというような法律もあるぐらいなんですね。ですから、これは不妊断種法というふうに言ってもかまわない大きな人権侵害というふうに認識しているんです。妊活にしても、生殖補助医療にしても、例えば、通常やっぱ一番多く行くのは女性で、ジェンダーの、身体が女性の人だと思うんですけども、その人が性的マイノリティであることを医療現場で開示すると、受け付けてもらえないというようなこともあるんですね。だから、黙って生殖補助医療を受けるしかないわけですね。そういう、非常に体のことですから不都合もありますし、問題含みの状況で補助が出たり、出なかったり、非常に差別も多い中で、文京区としては、こうした差別があるということをどういうふうに

捉えて、これからどういうふうにしていくのかという、そのところをまずお聞きしたいと思います。

内海崎会長：ありがとうございます。

今後、相当この問題に関しては、議論をしていかざるを得ないかなという感じがいたしますが、事務局は何か、現段階でご説明等できる情報をお持ちですか。

吉岡部長：すみません。具体的にこれという取組というのは、申し訳ございません、今は持ち合わせていないんですけれども、考え方といたしまして、文京区でつくっている男女平等参画推進条例の中には、性的指向及び性自認による差別というのをきちんと禁止しているという条項も入れております。それが区としての基本の考え方でありますので、そういった点をきちんと啓発していかなくてはいけないというのは、基本的な姿勢であります。

今、原委員の言われた、医療現場での差別事案等もそれに当たるかなというふうには思いますので、そういったことが起きないように社会をつくっていくために、様々な区としてできる取組は、今後とも進めてまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

内海崎会長：原委員、いいですか。

原委員：はい、そうですね。今、これは本当にスタートだと思いますので、今後、また細かくいろいろ議論ができればと思います。是非、よろしくお願いします。

内海崎会長：それでは、大変申し訳ありませんが、小坂委員から手が挙がっておりますので、小坂委員でこの事案についての質問を締め切らせていただきます。

小坂委員、よろしくお願いします。

小坂委員：ローマ数字Ⅳの「推進体制の整備」の2の(3)で、国・都・大学・企業・民間団体との連携の強化というところが挙げられているかと思うんですけれども、この企業や民間団体というのが、どういったところとの企業、民間団体との連携というのを考えていらっしゃるのかというところを、もう少し具体的にお伺いできればというふうに思います。特に、ワーク・ライフ・バランスなどでは、企業や民間団体の協力というのが必要不可欠かなと思いますので、今、分かる範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

内海崎会長：では、事務局お願いいたします。

津田課長：少々お待ちください。

すみません、ちょっとこちらも過去の実績でご説明させていただきますと、文京区女性のエンパワーメント推進事業所の登録ということで、女性の活躍に対して何か取組を行っている事業所を認定するような事業で、それは、UN Womenという国連機関で作成したエ

ンパワーメント原則というのがあるんですけども、それを活用した推進事業所の登録事業です。そういったところぐらいで、あんまりそれほどたくさん、いろいろなところと連携しているということではないんですが。

吉岡部長：すみません、あと文京区内には、様々な民間企業もありますけれども、19の大学がありまして、それぞれの大学への連携をしていくというのも非常に重要だと思っております。区とそれぞれの大学で相互の協力をするような協定を結んでいたり、例えば、年ごとに定期的にですが、区内の大学の学長に全員御参加いただいて区長と懇談をしたり、担当者同士で懇談会をしたりして、そういったところで、こういった区の実情、考え方を披露して、それに賛同いただくとかということもやっております。また、大学からのインターンシップを受け入れることで、区が実際の職業現場としてどういうふうな取組をして、どういう職場環境で、女性の職員がどういうふうに働いているのかということも具体的に見ていただいて、それを学校に持ち帰っていただくというような取組も進めております。そういったことで、大学ですとか、企業との連携の強化を今は図っているというような状況です。

以上です。

内海崎会長：小坂委員、よろしいですか。

小坂委員：ありがとうございます。

内海崎会長：それでは、次の審議事項に参りたいと思うんですけども、もし時間があるようでしたら、またここに、どうしてもというご意見があればお伺いできればと思います。

審議事項（2）に進めてまいりたいと思います。令和4年度文京区男女平等参画推進会議のスケジュールについて審議をいたしたいと思います。

まずは、事務局から説明をお願いいたします。

津田課長：では、共有の画面あるいはお送りした資料の第1号というのをご覧いただけますでしょうか。こちらは、上段が上半期、下段が下半期で1年のスケジュールです。

今年度については、4回推進会議を開催する予定です。この網かけになっているところが各4回なんですけれども、まず、7月の第1回が本で行っているこの会議でして、第2回目につきましては、9月1日で予定しております。その会議内容なんですけど、9月に予定しておりますのは、この3年度の男女平等参画推進計画の進捗状況評価です。この中で進捗状況評価の全ての取組状況について評価を行うんですけども、特に、重点的に評価するものとして重点項目というのを決めるんですけど、その評価についての提示及びそれに関する意見をいただくというのを、2回目のときに予定しております。併せて書いてありますが、女性

活躍推進計画の実績報告でして、こちらは、前の計画のときには女性活躍推進計画について、法律のほうが後から来ているので、取り込まれていない。国ですとか東京都ですとか、そちらの取組について外付けにしておりますので、その実績についてのご報告を取りまとめて、これを報告する予定になっております。

3年度までやっている前の計画の重点項目というのは、既に決まっておりますので、その項目について評価をしていただくということです。お送りしている黄色い表紙の2年度の状況評価報告書というのがあると思いますけれども、その中に重点項目というのがあるって、この3ページから重点項目評価というのがございますが、その評価について行います。

続いて、10月28日に第3回を予定しておりますが、こちらで予定している内容としては、3年度の状況評価の重点項目についてのまとめと、あとは重点項目以外の進捗状況評価についての提示と意見聴取です。それと、このときから、次の4年度からの新しい計画での重点項目を何にするかというのを決める必要がございますので、それを事務局で案を出して、それについてのご意見を聴取するというのが3回目になります。

続いて、4回目が1月16日に予定されておりますけれども、こちらで3年度の状況評価を最終的にまとめて、あとは新しい4年度からの計画で、重点的に見る重点項目を、こちらを最終的に確認するというので、年間を通して行っていくのは、昨年度、3年度の評価と、あとは新しい計画である4年度からの計画における重点項目の選定というのが、今年度の重要な内容になります。

この表に委員会・幹事会というのがございますが、必ずこの推進会議の前段においては課長級で構成している幹事会というものと、あとは部長級で構成している委員会、ここで事前に資料等を報告して意見をいただいて、たたいた物を推進会議に出すということになっておりますので、大体1週間前、1週間前に予定されております。

簡単ですが、スケジュールについての説明は以上になります。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、まず資料の1号、大きなスケジュールの案と資料の3号で会議日程についてご説明がありましたけれども、ご質問等あるいはご確認したいことでも結構です、おありになりましたらどうぞ。

藤井委員、どうぞ。

藤井委員：藤井です。前の期のときに、内海崎会長が会議のメンバー向けに、ジェンダーバイアスのセミナーみたいなのをやってくださいましたよね。あれって、この会議そのものじゃ

なかったと思いますが。今回、この文京区の施策について、皆さんがここで話し合いますけれども、やっぱりそもそもジェンダーバイアスとかダイバーシティって何だろうという部分あるいは先ほど原委員がおっしゃっていた、そういう妊活の話とかLGBTのことも、ちょっと掘り下げていただく。会議そのものじゃなくてもそういうセミナーの場を企画して下さると、ここにいる方、皆さん、そういうことに関心があって、持ち帰る場所もあって集まっているので、意見をざっくばらんに話せる機会というのもあったらいいなと思っています。ただでさえいろんな会議があって忙しい場ではあると思いますが、是非そういう機会を設けてほしいなと希望しております。

内海崎会長：ありがとうございます。

事務局、いかがですか。確か昨年、そもそもジェンダー平等とは何かとか、ダイバーシティとはどういうことなのか、特に、文京区でこれまで取り組んできたことも含め、勉強会というのを確か開催して下さったんですよね。そこで、委員の皆様、参加されて、委員間での共通理解というのを図ったと記憶しております。藤井委員のお申し出は、そのチャンスとか機会を是非つくってもらえないかというご提案だと思いますが、事務局はいかがですか。

吉岡部長：すみません、総務部長の吉岡です。去年の会議の中では、先ほどお示した4年度からの、計画を改定するという事で、委員の方々に今までの区の取組ですとか、国の第5次の男女共同参画基本計画の状況などをご説明して、共通の理解の基に改定作業に進みましようということで作られたかと思うんです。それはそれでやったところでありまして、今回、委員が変わられてということでのご提案かとは思いますが、そのところは、今後、3年度の進捗状況や4年度の新しい計画の進捗状況をご議論するのに、どういうふうなことを基本的な状況としてご周知していくのがいいのかということも含めまして、ちょっと会長とご相談させていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

内海崎会長：藤井委員、よろしいですか。

藤井委員：はい、是非お願いします。本当にお手間をお掛けしますが、とてもいい機会になると思います。よろしく願いいたします。

内海崎会長：ありがとうございます。

それでは、ほかのご意見等がありましたらお伺いしたいんですが、ちょっと先ほどの事務局の説明を再度確認いたしますと、まず今年度の私どもの推進会議の委員会の役割は、文京区男女平等参画推進計画、前回の計画ですけれども、その令和3年度、昨年度の推進状況を

評価するという、この一つの大きな作業がございます。もう一点が、本年度からの計画ですが、新しい計画の重点的に取り組む項目、これをどれにするかということで、この会議で、その重点項目を決定していくというのが、本年度の私ども委員の役割ということでございます。それでは、改めてまた、この審議に関してご質問あるいはご意見等がおありになりましたらどうぞ。よろしいですか。

原口委員、どうぞ。

原口委員：ありがとうございます。

先ほどの藤井委員のご意見にちょっと付随するような形になってしまうんですけども、とても私自身、年4回の会議で何か区でどういう取組をされているかだったりとか、進捗確認だったり、この2時間ではそれだけで手一杯になってしまうような気がしてしまっています。何かそれで余りこう、前進している感じが個人的にはしなくて、全然カジュアルな感じでもいいので、例えば、S l a c kとかT e a m sとかで、例えば、ほかの自治体とか民間団体で取り組んでいる、こういう取組がいいと思いましたというのを気軽にシェアできるような場所があれば、事前に、ここで2時間の間にぎゅっと詰めなくても、前回何々さんが共有してくださったこの記事のこういう取組がいいと思ったので、私もちょっとまねしてみますみたいな、そういうのができるんじゃないかなって思うんです。別に参加しなきゃいけないとか、発言しなきゃいけないとかではなくて、何かそういう場所があればいいんじゃないかって思いました。ご検討いただけるとうれしいです。

内海崎会長：ありがとうございます。

藤井委員のご意見に、もう少し、フットワークが良くなりますね。T e a m s でチームをつくっておいて、そこでチャットを入れておくと、それに気付いた人がいろいろ意見を投げ込んだりですとかができますので、そういう意味ではこの2時間を補填するような場ですね、そういう場ができるということになるかなと思いますが、ほかにご意見いかがですか。

水町副会長、どうぞ。

水町副会長：ありがとうございます。

審議事項（1）のところにも間接的に関係することですが、これまで聞いていてちょっと思ったことを言わせてください。

この男女平等参画って、国も、都も、区も、民間企業も、法律等に基づいているいろんなことをやっていますが、じゃあ文京区で何をすべきかということが一番この会議の中で求められていることなんだと思います。文京区ってやっぱり一番足元に近いところがあるので、足元

に近いことをやるって、あとは小学校、中学校、公立中学校、小学校が中心になると思います。そこでの教育ってやっぱり大切なので、それを具体的にどうやっていくかということが大切で、国がやっていることとか、都がやっていること、民間企業の中でも法律に基づいてやっていることと、どう連携させていくかという視点で、区として何をやるべきか、ほかの区でもいろいろやっているかもしれませんが、文京区として特色のあることをどうやっていくかということが大切なんじゃないかなというふうに思います。

それとの関係で、概要のところのⅠの3で、性自認、性的指向というのが今日も度々出てきましたが、これは非常に重要な新しいテーマで、もちろんLGBT、LGBTQに対する対策としても重要なんですけれども、人を人としてどう大切にしていくかという観点から、これは非常に大切な新しい問題だと思います。この課題の中で、理解促進とか啓発ということがテーマとして掲げられていますが、理解促進とか啓発とか、情報を提供するというだけではなくて、具体的な行動として、区としてどういうことができるのかって、先ほどの指針を見てみると結構いいことが、男女の性別欄を無くしていくとか、具体的な活動・行動としてこういうことをやりますよということが書かれています。ここのお題目としての理解促進・啓発はもちろん大切なんですけれども、具体的な行動として、特に文京区はこういうことを具体的な制度とか施設でやっていきます、これはできることとできないことあると思いますが、そういうことも盛り込みながら目に見える形で進めていくことと、現場での情報の普及なり教育なりをやっていって、全体としてこういう動きを広めていくことが大切かなと、今日聞いて思いました。

以上です。ありがとうございます。

内海崎会長：ありがとうございます。

スケジュールに関してもそうなんですけれども、今の水町副会長のご発言について、事務局は何かご説明等おありになりますか。

ちょっとその前に一言、教育の場のことが出ましたので、水町副会長がおっしゃるように、幼・小・中、この段階での性自認に関すること、性的指向もそうなんです、これらについての取組ということも、この学校教育現場で、とりわけ文京区が取り組むということは、非常に意義があると同時に、ほかへの浸透といいますか、かなり影響が出てくるというふうに、私は思っております。今、水町委員のご意見にもあったように、具体的にどうしているのかということあるいはどうしていくのか、これを区が主導できる場って実は限定的だと思いますけれども、それでもきちんと目に見える形で具体化していくこと、これは非常に重要だとい

うふうに私も感じますが、事務局はいかがでございましょうか。

津田課長：ありがとうございます。

私自身が、今具体的にこういうことやっていくというのがちょっと言えるところはないんですけれども、この後、会議を進めてご意見をいただいていく中で、区内の関係各部署、特に教育委員会と情報交換をして、具体的に何ができるのか、名簿だったりというところの取扱いのような、具体的にこういうものができるというのは探っていきたいと思います。ちょっと今、具体的にこれと言えものはないんですが、今後、意見を聞きながら進めていきたいと思います。

内海崎会長：ありがとうございます。

それでは、次回までに、あらあらでいいので他区でどうやっているか、いろいろな場でどんな取組があるかということの情報をもし収集できるのであれば、事務局で収集していただいて、可能であれば事前に委員の皆様にお送りいただければなというふうに思います。お忙しいのに大変申し訳ありませんが、やはり情報がありませんと比較することができませんので、どのような取組があるのか、ないとしたら文京区でつくっていくということになりますので、その辺り事務局で、大変申し訳ありませんけれども、情報収集をお願いできればと思います。仕事を増やしてすみませんが、よろしくお願いします。

それでは、時間も迫ってまいりましたので、スケジュールについて、事務局がご提案なされた資料第1号、第3号のスケジュールの案で進めるということで、これはよろしゅうございますか。特にご異論がおりになる委員の方、いらっしゃいますでしょうか。

ないようですので、このスケジュールについては、事務局提案どおりに進めてまいりたいと思いますので、皆様、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、審議事項の3ですね。令和4年度男女平等参画施策等実施予定について、事務局から説明をお願いいたします。

津田課長：では、資料の第2号をご覧くださいませでしょうか。こちらは、4年度の男女平等参画施策等実施予定ということで、私ども総務部のダイバーシティ推進担当で行う事業と、あとは男女平等センターで行う事業と、今年度の予定を書いております。男女平等センターのほうは、こちらに書いてありますとおり、指定管理事業ということで、指定管理者としてこの事業をやってくださいというふうに決めているものがございませので、そういったものが書いてございませ。項目としてあって、まだ具体的に内容が決まっていないところも多いかと思うんですけれども、日程としてはこのようになっているというところですよ。右側が、

私どもダイバーシティ推進担当で実施する啓発事業等を記載しております、内容的にはほとんど昨年と同じようなものが載っております。

ちょっと新しいところをかいっついで説明しますと、6月に全4回、意識啓発、ピアアクティビスト育成事業というのがあります。これは、重点施策として、今年から初めてのものになるんですが、内容としてはSRHR、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての啓発事業なんですけれども、その知識を若い人から若い人に伝えようというような取組です。このピアアクティビストというのが伝えるほうの若い人で、具体的には区内の大学生の方に手挙げをして登録をいただいているんですけれども、その人たちに研修を行って、そういったSRHRの知識をまず習得してもらったら、その後、皆さんが、そのアクションプランということで、具体的にまた若い人たちに伝えるということです。伝える先も、イメージとしては大学生から、中高生ぐらいまでをイメージしているんですが、アクションとして今考えられているのは、大学で授業をちょっと1時間、1コマ借りて、そこで啓発をさせてもらうことだったり、学園祭でブースをつくって、来た方に何かしら教えるだとかです。あるいは、ここにも載っている文京区内のイベント、カラーリボンフェスタとか、男女平等センターまつりとか、そういった区内のイベントにブースを出して、来た方への啓発を行うだとか、そういったことが予定されております。

それから、2月のところに、暴力防止、DVへの気づき・つなげる支援事業を、これも今年度初めて書いているんです。具体的に細かくは決まってないんですけれども、このDVというのが分かりやすい身体的暴力だけでなく、精神的暴力とか経済的暴力とか、そういったところも実はDVですよというところの気づきに焦点を当てた啓発を何かしら行おうということで、予定しております。こういったところが新しいところですが、そのほかは、去年からやっているような事業ということになります。

簡単ですけど、説明は以上になります。

内海崎会長：ありがとうございます。

男女平等センターの千代委員がいらっしゃっているんですが、何か補足することはおありになりますか。

千代委員：ありがとうございます。

早速ですが、8月20日13時半から、「子どもに教えたいたい大切な「からだ」のこと」として、～からだフシギ～、若いパパ・ママと体のことを知る事業を計画しております。あと、9月2日プラスワンセミナー、18時半から竹信三恵子先生をお迎えして、ジェンダーとメディア

ということで、講演会を予定しております。あと、9月13日火曜日、大塚高齢者あんしん相談センターの所長をお迎えして事業を計画しております。また、10月のセンターまつりでは、今87歳の若宮正子さんを対面でお迎えして、講演会を予定しております。あと、11月のDV月間で安藤由紀先生をお迎えして、「とにかくさげんでにげるんだ！」でものすごい絵本が売れている本の翻訳の方なんですけど、13時半から講演会を、DVに関しての講演会を予定しております。あとは大体決まっているんですけども、時間的にそういうふうになっているところが今申し上げたところですので、是非ホームページをご覧になったり、区報をご覧になったりして、皆さんお出かけください。お待ちしております。ありがとうございます。

内海崎会長：それでは、この審議事項の（3）ですね、実施予定についてご質問等がおりになりますか。あるいは確認でも結構ですが、ご意見でもよろしいです。おありになりましたらどうぞ。

特にないようですので、それでは、事務局案どおり、この予定で実施をしていくということでもよろしいですね。

よろしく願いいたします。

それでは、ちょっと議論の中で幾つか確認しておきたいことがございます。

先ほどの勉強会あるいはそれに加えてご意見が出た Teams を活用してチャットで等のご意見がありましたけれども、これに関しては、Teams はまた Zoom と違いますので、文京区としては可能性としていかがでしょうか。現時点で結構ですので、事務局でご発言をお願いいたします。

津田課長：すみません、実は、私どものネット環境といいますか、オンライン会議環境というのが余り進んでないということがありまして、今、この会議は Zoom でやっていますが、Teams ですとか、Slack ですとかというのは、なかなか事務局としては使いづらい状況になっております。なので、機動的にうまく主催して、皆さんに自由に参加してもらおうというのを運営するのがちょっと正直難しい状況かなとは思っております。ただ、だから何もありませんというのではなく、勉強会も含めて、こういった形でできるのかというのは、何らか考えたいとは思いますが、ちょっと皆様思い描くほど便利にできる状況ではないというのはご理解いただければと思います。

内海崎会長：ありがとうございます。

アプリのこともあったりしますし、ソフトもあるので、どのようにするかというのはかなり難しいのかなとは思いますが、一応可能性は探っていただけということですので。ご提案さ

れたのは小坂委員でしたか、いかがですかね。何か提案をなさった委員の方あるいはほかの方でもいいですけども、これに関して少しこういう案があるということ、おありになりますか。この2時間でやるのはちょっと大変だという、そういうことだろうと思うんですが。原口委員とか、小坂委員、磯部委員、鈴木まいら委員等、新しく委員になられた方、いかがでしょうね、何かご提案があれば。すぐ思い付かないようでしたら、事務局にご意見いただくということでよろしいですかね。何かこういう方法があるんじゃないかという、ご提案をいただくということで、それを会長、副会長と事務局でちょっと考えてみるということも可能かなと思います。それでいかがですか。

原委員：はい、そうですね。区として、そういったコミュニティをつくるのが、ちょっと現状でははっきりイエスと言えないですというのが、どういった事情があるのかというのはちょっと分からないので。現時点で代替案をご提案できなくて何とも申し訳ないんですけども、何らかの形でそういう場所がつけられたらいいなという、ちょっとした願望です。以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。

Teamsのチャットを使いますと、授業でもかなりいろいろ細かく、日々学生たちの変化が入ってまいりますので、その意味では確かにいいのかなというふうに思いましたけれども、なかなかいろいろなハードルがあるようでございますので、ちょっと引き取らせていただいて、事務局と検討させていただければと思います。ありがとうございます。

それから、審議の(1)のときに、時間が限られていたものですから、途中で切ってしまったんですけども、実はとても大事なところであるとは思いますが、ちょっと戻りますが、文京区の新しい計画ですね、これについて、もし、先ほど意見を言おうと思ったけれども意見を言えなかったとか、あるいは審議の途中で思い付いたなどおありになれば、時間、五、六分取れると思いますので、ご発言をお願いします。

ありましたら、どうぞ。

原委員、どうぞ。

原委員：そうですね。これは、これからの取組の方向性みたいな話なんですけれども、7月に内閣官房が孤独・孤立相談ダイヤルという電話相談特設ダイヤルを1週間開設したんですね。それでテレビでもかなり宣伝されまして、どれぐらい来るのかということで、今、ワンストップ相談というのに取り組んでいる状態で、私どもも、厚生労働省のよりそいホットラインという事業にも関わっているのですが、その関係で孤独・孤立相談ダイヤルのセクシュアル・マイノリティの性自認、性的指向についてのご相談という番号を付与されまして入ったんです

ね。1週間入っていたんですが、そこの付随する議論で、自立という言葉が非常に問題になったんですね。それで、その自立という言葉、この計画の中にも出てくると思うんですけども、実は、これまで自立という言葉が政府のほうで非常に重視して、何とか自立させようと就労支援を行ったり、いろんなことで何とか自立した生活をしてもらおうというようなことをしていたんですが、どうも現場からは、結果的にこれが自立さずと思って手を離したら、結局は孤立だったと。つまり、やっぱり自立を目指すよりはつながっているということを目指すべきなんじゃないかと。もちろん自立というのは、その過程で皆さんが自分で決断して、自己決定をしていくわけですけども、それでもやっぱりつながっていくということも大事なんじゃないかと。そういうような問題提起が結構出まして、私どもも全く同じようなことを経験していますので、是非この推進会議の中でも、自立をゴールにするのではなくて、やっぱりつながりをつくる一過程として考えていく必要があるんじゃないかというふうに思いましたので、ちょっとシェアさせていただきました。以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。

情報提供という意味でも、これから私どもが考えるきっかけをつくっていただければと思いました。ありがとうございます。

ほかにいかがですか、ご質問でも結構です。

ないようですので、一言だけというか、ちょっと私が現在取り組んでいることで、今の原委員のご発言にも関わってくるんですが、今年度の、今、教員採用試験というのが各都道府県教育委員会で行われております。教員採用試験で、例えば、MMPIとって、これは性自認の問題ですとか、性的指向を見分ける検査なんですけれども、そういう検査を導入しているかどうかということで、2015年にその調査をやっておりまして、ある領域でそれがかなり活用されているということが分かりました。

今回、その調査をまた行おうと思って、今計画を立てております。さらに、その際に性別の記入の仕方、それがどうなっているのか。そして、採用において、それがどの程度使われているのか、いないのか。あるいは、元々そのそういったセクシュアル・マイノリティももちろんそうなんですけど、いわゆる教員採用試験で、それぞれの受検者が困り事があるわけですね。その個別的なものにどの程度相談に乗っているのか、対応できているのかという調査を9月に行います。多分、この推進会議までにはデータがどの程度まとまるか分かりません。先ほど水町副会長がご指摘になったように、学校教育の場で、小・中・高・幼稚園もそうですけれども、児童生徒に対する働きかけはもちろんのこと、教職員の問題ですね、これに対

してどれだけ平等というか差別のない環境での採用あるいは昇任等が行われているのかということは、実はブラックボックスでございます。その辺りも、学校の学習内容に関する働きかけというのは、指導要領がありますので非常に限定的なことしかできません。しかしながら、教員については、その教材をどう解釈してどう伝えていくか、サブ資料をどう使うか、これによってかなりの柔軟性を持った取組が実は可能になるはずなんです。そこのところを考えるために、今回また、2度目になりますが、調査を行いますので、もしかしたら皆様の議論の中で、それお伝えできることができるかもしれません。お約束はちょっとできないんですけれども、そのような動きを私は今やっておりますので、ご参考のために、時間がありましたのでお話しいたしました。

それでは、ほかに何か委員の方からご意見等おありになりますでしょうか。今気が付いた、発言しておきたいという方、どうぞ。

よろしいですか。

それでは、準備いたしました議題は以上になりますが、その他、事務局からご連絡がおありのようです。

お願いいたします。

津田課長：ありがとうございます。

では、最後にその他ということで、一応今後の日程の確認なんですけれども、資料第3号ということで、今後の男女平等参画推進会議日程を記載してございます。日にちは決まっております、こちら記載ありますが、場所として、第2回と第4回はおいでいただく予定で、3回につきましては、事前の調整で既にオンライン開催とさせていただいています。今回も本当は来ていただく予定だったんですけれども、感染状況を見てこのようになりましたので、特に第2回は、場合によってはまたオンラインということもあるかもしれません。事前にまたご案内はお送りしますので、その状況によってご対応いただければと思います。

日程については以上で、あとはお送りした資料です。資料をお送りしたときに、ほかのカラーリボンフェスタですとか、SOGIサロンですとか、先ほどご紹介した取組に関するチラシもお送りさせていただいていますので、そちらもご覧いただいて、可能であれば足を運んでいただくなどができればと思います。

事務局からは以上になります。

内海崎会長：ありがとうございました。

委員の皆様、何か確認したいこと等がおありになりますでしょうか。よろしゅうございま

すか。5分前に終われそうでございます。

それでは、今日の推進会議は、これで終了させていただきます。ご議論いただきまして、ありがとうございました。次回まで皆さんくれぐれもご自愛ください。コロナが猛威をふるっておりますので、どうぞお気を付けになって、また次回、今度は対面でございますので、皆様にお会いできることを楽しみにしております。

それでは、これで終了いたします。お疲れさまでした。